

## 業務委託仕様書

京都市下京区郷之町 116 番地他における土壌表層調査業務委託

令和 8 年 4 月

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課  
(担当：高比良、尾崎 電話：075-222-4016)

## 第一章 業務概要

### 1 業務名称

京都市下京区郷之町 116 番地他における土壌調査業務（表層調査）

### 2 調査対象地（別図参照）

所在地：京都市下京区郷之町 116 番地他

調査面積：調査対象地(1)：約 57m<sup>2</sup>、調査対象地(2)：約 351m<sup>2</sup>

### 3 履行期間

契約の日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで

### 4 調査の目的

本調査は、「京都市下京区郷之町 116 番地他における土地利用履歴調査業務委託」の結果を受け、土壌汚染対策法第 4 条 2 項又は、第 1 4 条の規定に基づく報告をすることを想定し、土壌汚染が存在するおそれが多いと認められる土地について土壌汚染の状況を把握するために表層調査を実施する。

## 第二章 業務の実施

### 1 土壌汚染状況調査計画書の作成

既存の土地利用履歴調査報告書に基づき土壌汚染状況調査計画書を作成する。また、土壌汚染状況調査計画書に基づき、京都市環境政策局環境企画部環境保全課（以下、「関係機関」と記載）と協議を行い、承認を得たうえで表層調査を実施することとする。

### 2 表層調査

#### (1) 調査箇所及び対象となる特定有害物質

調査項目及び数量は、別表 1 のとおりとする。

なお、調査対象有害物質は別表 2 のとおりとするが、関係機関との協議により、調査区画及び調査物質が追加または減少する場合には設計変更の対象とする。

#### (2) 調査方法

##### ア 土壌試料採取

- (イ) 土壌試料採取は、ガイドライン「Appendix—8. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌試料採取方法」に基づき、汚染のおそれが生じた場所の位置（深さ）を基準とし、深さ 50 cm までの土壌を採取する。汚染のおそれが

生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合は、表層の土壌（地表から深さ 5 cm までの土壌）と深さ 5 cm から 5 0 cm までの土壌を採取する。

なお、掘削後の復旧については、通行等に支障がないよう当初と同様の状態に復旧すること。

- (f) 調査地点への掘削機の搬入する場合は、事前に現地調査を行い、搬入計画を作成すること。また、掘削機の搬入による既存施設への影響等（樹木や設備等）についても調査し、対応については事前に本市と協議すること。

#### イ 土壌ガス採取

土壌ガス試料採取は、土壌汚染対策法施行規則に規定する「土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件」（平成 1 5 年環境省告示第 1 6 号）、ガイドライン「A p p e n d i x ー 5 . 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法」に基づいて実施すること。

なお、掘削後の復旧については、土壌試料採取と同様の対応を行うこと。

#### エ その他

- (g) 採取した土壌については、調査完了時まで受託者にて適切に管理、保管すること。

なお、土壌調査後、不要となった土壌試料については、受託者にて適切に処分すること。

### 3 報告書及び調査計画の作成

#### (1) 報告書の作成

本調査の結果は、土壌汚染状況調査報告書としてとりまとめること。

なお、とりまとめ内容は以下のとおりとする。

- ・ 各種資料等の整理及び測定分析結果のとりまとめ
- ・ 測定分析結果に基づく汚染範囲の把握、汚染分布図の作成

#### (2) 調査計画の作成

本調査の結果、基準不適合を確認した場合は、土壌汚染詳細調査の計画案を作成するし適宜、関係機関と協議を行うこと。また、土壌汚染詳細調査に係る概算費用を作成し、調査計画書と別に、本市へ報告すること。

### 4 関係法令及び参考図書

- ・ 土壌汚染対策法  
(平成 1 4 年法律第 5 3 号、改正：平成 2 6 年法律第 5 1 号)
- ・ 土壌汚染対策法施行令  
(平成 1 4 年政令 3 3 6 号、改正：平成 2 8 年政令第 7 4 号)
- ・ 土壌汚染対策法施行規則

(平成14年環境省令第29号、改正：平成28年環境省令第3号)

- ・ 土壌溶出量調査に係る測定方法 (平成15年3月6日 環境省告示第18号)
- ・ 土壌含有量調査に係る測定方法 (平成15年3月6日 環境省告示第19号)
- ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第3.1版)  
(令和4年8月、環境省水・大気環境局 水環境課土壌環境室)
- ・ 土壌汚染対策法に基づく届出等の手引き  
(令和6年4月改訂 京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課)

※ いずれも特に断りがない場合は、改正後のものを示す。

## 5 調査実施者

本調査の実施に当たっては、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であること。

## 6 管理技術者等の配置

本調査に当たっては、管理技術者及び担当技術者を配置すること。管理技術者及び担当技術者として認められる要件は以下のとおりとする。

(管理技術者)

以下の資格のうち、①～③のすべての資格を有するものとする

(担当技術者)

以下の資格のうち、①及び②の資格を有するものとする

- ① 土壌汚染調査技術管理者
- ② 土壌環境監理士
- ③ 技術士 (「建設部門：土質及び基礎」または「応用理学部門：地質」)

## 7 業務の進め方

- ・ 受注者は、業務着手に先立ち、本市担当者との協議し、調整のうえ、業務工程表を作成し提出する。
- ・ サンプルング等作業に当たり、既存施設 (インフラ等) を十分確認し、影響が出ないよう留意すること。施設への影響が生じた場合や事故等が発生した場合には、本市へ報告し、必要な措置等を講じること。また、施設の損傷等がある場合には、本市の了解のうえ復旧させること。
- ・ 当該敷地周辺は住宅地のため、業務の実施に当たっては、本調査に起因する騒音、振動、粉塵等で近隣住民に迷惑をかけないよう実施方法及び安全対策等に十分注意すること。また、事前に本市と十分に協議を行いその指示により業務を進めること。
- ・ 業務の実施時間は、原則平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・ 二次汚染が生じないよう適切に現場管理のうえ業務を遂行すること。

- ・ 近隣住民への周知用ビラ等の資料を作成すること。
- ・ 現場作業に当たっては、施設管理者及び地元関係者からの質問、疑義に関する説明などを求められた場合には、本市の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努め、説明等の内容を随時、本市に書面により報告し、指示があればそれに従うこと。
- ・ 作業に必要な電気水道については、受託者で用意すること。
- ・ 当該仕様書の定めのない事項について疑義が生じた際には、別途本市と協議のうえ、業務を実施すること。

## 8 打合せ等

管理技術者は担当者と密接に連携する。また、打合わせは以下に示す段階で実施する他、本市から要請がある場合に実施するものとする。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間（原則2回）
- ・ 成果品納入時

協議後は、協議内容を取りまとめた協議記録を作成し（電話連絡等を含む）、その都度両者書面により確認のうえ、それぞれ一部以上保持すること。

## 9 資料の貸与

業務の実施に必要な図書及び関係資料等を、受託者に貸与するものとする。

（土地利用履歴調査報告書、既存インフラ等図面他）

## 10 手続き書類の提出

業務の進捗に応じ、下記の書類を提出する。

### (1) 着手時

- ・ 業務工程表
- ・ 管理技術者届（担当者を含む）及び経歴書
- ・ 現場責任者等の管理体制及び緊急連絡先
- ・ 見積内訳書

## (2) 完了時

- ・ 成果物納入届
- ・ 完了届

### 1 1 委託料の支払い条件

委託料は以下の条件で支払う。

- (1) 前払金 なし
- (2) 部分払 なし
- (3) 完了払 完了後に支払う。

### 1 2 成果物

成果物は以下の内容のものとする。

(1) (2) (3)については、A4サイズ3部、電子データ CD 1部((1) (2) (3)をまとめて収録)を提出すること。なお、(5) (6)については、本調査の結果、基準不適合が確認された場合に限り、提出を求めるものとする。

- (1) 土壌汚染状況調査計画書
- (2) 土壌汚染状況調査報告書
- (3) 作業記録写真
- (4) その他打合せ記録等（本市関係者、関係行政機関等）資料
- (5) 土壌汚染詳細調査計画書案
- (6) 土壌汚染詳細調査に係る概算見積書

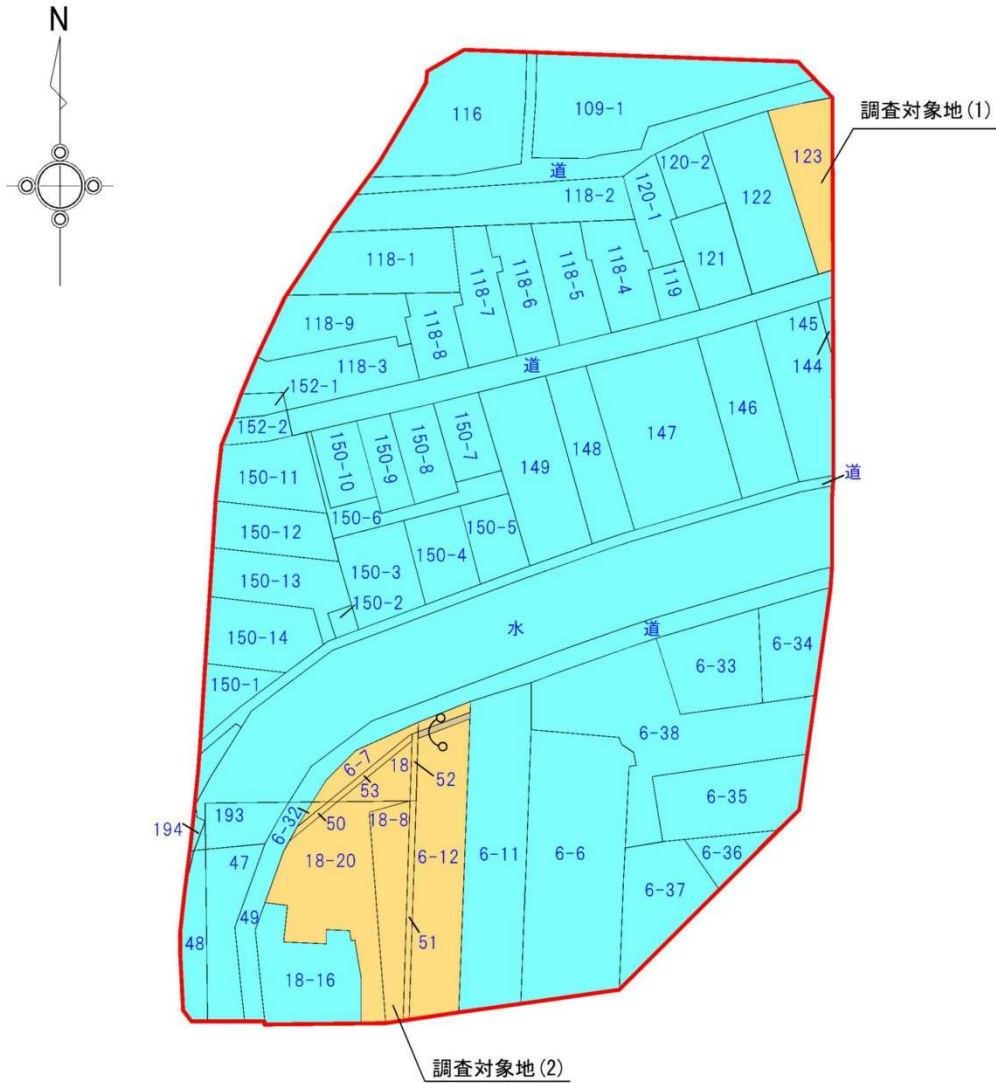
### 1 3 成果物の引渡し

- ・ 受託者は、業務が完了したときは、成果物を提出し、本市の確認を受けるものとする。
- ・ 受託者は、仕様書に定める場合、または本市が指示する場合には、履行期間中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。


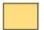

### 1 4 補正

受託者は、業務完了後であっても、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補正その他の措置を行わなければならない。

別図



凡例

	地歴調査の範囲
	土壌汚染が存在するおそれが多いと認められる土地 ※工場・事業場等の利用履歴はあるが、特定有害物質等の使用履歴が不明な土地
	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地 ※特定有害物質等の使用履歴がない土地

汚染のおそれの区分図

別表1 調査項目及び数量（計画）

項目	細分	数量	単位	備考
位置測量	機械測量	5	地点	
土壌ガス採取		5	地点	
表層土壌採取	土壌採取	5	地点	
室内分析	ベンゼン	5	検体	土壌ガス分析
	鉛及びその化合物	5	検体	溶出量試験＋含有量試験
	第二種特定有害物質8項目	4	検体	溶出量試験＋含有量試験
	PCB	4	検体	溶出量試験
調査計画作成		1	件	土壌汚染状況調査計画書
報告書作成		1	件	土壌汚染詳細調査計画案の作成を含む
届出作成支援		1	式	4条1項、4条2項、14条等
行政協議		2	回	

※上記数量は想定数量である。

※土壌汚染状況調査の計画内容により調査内容・数量等に変更が生じます

別表2 試料採取等調査対象物質

分類	特定有害物質の種類		
第一種特定有害物質	クロロエチレン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエチレン		
	1,2-ジクロロエチレン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	ジクロロメタン		
	テトラクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	トリクロロエチレン		
	ベンゼン	○	
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	○
		六価クロム化合物	○
シアン化合物		○	
水銀及びその化合物		○	
セレン及びその化合物		○	
鉛及びその化合物		○	
砒素及びその化合物		○	
ふっ素及びその化合物		○	
ほう素及びその化合物		○	
第三種特定有害物質		シマジン	
	チオベンカルブ		
	チウラム		
	ポリ塩化ビフェニル	○	
	有機リン化合物		

○：試料採取対象物質